

子ども・子育て支援対策調査特別委員会 請願説明資料

令和6年7月4日

件名	頁
1 5 受理番号16 子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願・・・・・・・・	2

(政策経営部)

件 名	5 受理番号 1 6 子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願
所管部課名	あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 衛生部保健予防課 ほか
請願の要旨	1 妊娠中から子どもが小学校に就学するまで、常駐して同じ保健師が継続して支援をするという視点で母子支援を行うことを求めます。 2 担当保健師が妊婦だけでなく、夫やパートナー、上の子どもなどに対して健康診査を行い、家族の養育力を高めるための支援として家庭訪問を妊娠期間中に必ず行う事を求めます。 3 (仮称) 子ども版地域包括支援センターを構築し、NPO等の地域支援者と協力し、利用者目線で継続的な伴走型支援の展開を求めます。 4 子ども子育て世帯に特化した、孤独・孤立対策を求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	1 現状 (1) ASMAPによる「妊娠期からの切れ目のない寄り添い型支援」 別紙1のとおり ア 全妊娠届出書の記載内容と区独自の質問票及びスマイルママ面接からリスクアセスメントを行い、支援区分を判定。そのレベルに応じて訪問や面接・電話などで、きめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言 イ 特に支援・指導を必要とする精神的・経済的にリスクの高い妊婦には、妊娠期の訪問に引き続き、赤ちゃん訪問を複数回行うなど、手厚い支援 ウ 保健予防課および保健センターは、地区担当制により、同一の担当による相談・支援体制を構築 エ すべての妊産婦に東京都の「とうきょうママパパ応援事業」や国の「出産・子育て応援交付金事業」等を活用し、身近で相談に応じる「伴走型支援」とギフトカードを配付する「経済的支援」を一体的に実施 (2) 家庭訪問と訪問時の他の家族へのかかわり 保健師・助産師による家庭訪問時の家族支援 ※ 医師ではないため、他の家族への「健康診査」はできないが、兄弟に対する「身体測定」「発達の確認」や相談などは可能。その中で、医療が必要と判断した場合は、医療機関へ繋ぐ。

(3) 子育て包括支援センター事業での伴走型支援

母子保健法に基づき、保健師等の専門スタッフが、妊娠期から子育て期までの相談・支援を切れ目なく包括的に実施

- ① スマイルママ面接
- ② こんにちは赤ちゃん訪問
- ③ 育児栄養相談
- ④ 健やか親子相談
- ⑤ マザーメンタルヘルス事業
- ⑥ 母子保健にかかる各種教室

(4) 子ども子育て世帯に特化した、孤独・孤立支援について

別紙2のとおり

2 問題点等

国は、「こども未来戦略方針」を打ち出している。今後も出産・子育てにかかわる支援策について新規、拡充が予想され、必要に応じた対策を講じていく。

あだち スマイル ママ&エンジェル プロジェクト

A S M A P

母子保健コーディネーターが妊娠期から切れ目ない支援を実現し、母子ともに健やかに笑顔で暮らせるあだちを目指す

気づく

妊娠届出書の内容等から支援を要する妊婦を把握

気づきのしくみづくり

- 母子保健コーディネーターや地区担当保健師が妊娠届出時の内容や区独自の質問票を確認。さらにスマイルママ面接事業で全妊婦と面談し、支援区分をABCDの4段階で判定。妊娠中の身体管理や産後の育児困難、生活困窮が予想される妊婦を把握する。特に支援を要する特定妊婦(D妊婦)は母子保健コーディネーターがサポートを行う。
- 医療機関が身体管理や育児困難、生活困窮が予想される妊婦を診察した際に、各保健センター等に情報提供してもらい仕組みを構築。

妊 娠 中

支える

面接・訪問を実施し、個別の状況に合わせた、支援計画を作成

支援レベルの確認及び支援

- A妊婦:** 妊娠届出内容により状況を確認し、妊娠期の継続支援は必要ない者
- B妊婦:** C妊婦と判定されたが、状況が改善された者
- C妊婦:** 電話及び訪問での状況確認後、身体的・心理的な継続支援が必要な者
→ 支援計画作成
→ 妊娠期と産後に3回以上の電話や家庭訪問を実施
- D妊婦:** 出産前後で継続支援が特に必要な者
→ 支援計画作成
→ 妊娠期と産後に4回以上の家庭訪問を実施

つなぐ

支援計画に基づき、関係機関と連携協力し、早期に適切な対応

連携体制の構築

こども家庭相談課、福祉事務所、福祉まるごと相談課、医療機関、保育施設や子育て支援NPO等の関係機関と連携した早期の対応で、育児困難状態を未然に防ぐ。

【連携事例】

- ① こども家庭相談課と支援対象者の情報共有
- ② 産婦人科に妊婦健診同行受診
- ③ 福祉事務所に生活保護相談の同行
- ④ 子育て支援事業等の紹介
- ⑤ 保育施設入所手続き説明
- ⑥ 医療機関とのカンファレンス

見守る

保健師等が、母子保健事業の様々な機会に、支援対象者の育児や生活状況を確認、支援・見守りを継続

支援状況の確認

- 1 保健師等がファミリー学級、こんには赤ちゃん訪問、産後ケア、乳幼児健診、ファーストパスデーサポート(1歳時)、健やか親子相談、多胎児家庭移動支援事業などの機会を捉えて、支援対象妊産婦やその子どもの育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続する。

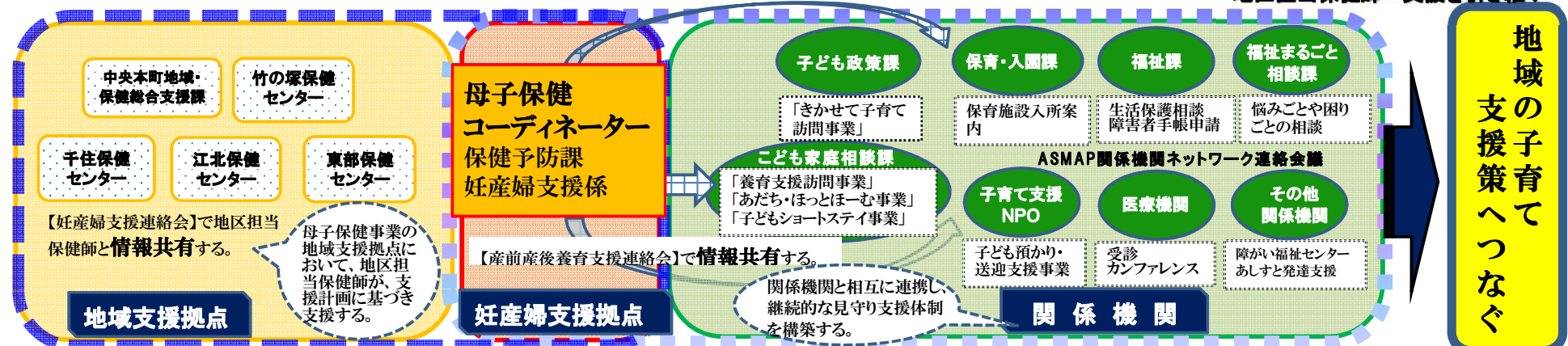
- 2 新たに支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握し、関係機関と連携して、支援を実施する。

※ 母子保健コーディネーター、地区担当保健師及び関係機関等が様々な機会に、支援対象者と顔を合わせて声をかけ、必要な時にいつでも支援できるネットワークを構築

出 産 後

母子保健コーディネーターを中心に支援を実施

地区担当保健師へ支援を引き継ぐ



子ども子育て世帯に特化した孤独・孤立対策

別紙 2

		件数					関連する主な事業	担当課
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
女性の自殺者数（20 代～40 代） ※暦年		16	18	20	15	10	●女性向け相談カード配布 ●こころといのちの講演会実施（R5 テーマは女性への支援） ●保育士向けゲートキーパー研修	こころとからだの健康づくり課
若年者の自殺者数 ※暦年	10-14 歳	1	0	1	1	0	●SOS の出し方教育：小学 5・6 年、中学生対象 ●保護者向けリーフレットの配付 ●児童・生徒向け相談カードの配付 ●インターネット・ゲートキーパー事業 ●教員向けゲートキーパー研修	
	15-19 歳	4	2	3	3	4		
児童虐待相談件数		994	1,053	1,028	1,464	1,530	●児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」 ●子育て交流講座「完璧な親なんていない」 ●イライラしない子育て講座 ●きかせて子育て訪問事業 ※R6 から子ども政策課事業 ●養育支援訪問事業 等	こども家庭相談課
児童虐待該当件数		815	910	915	1,338	1,435		
（子育て世代の）DV 認知件数（20 代～40 代） ※相談件数として算定		84	80	80	71	79	●女性相談（DV 相談）	多様性社会推進課
豆の木相談件数 （就労資格取得相談除く）		310	428	694	682	673	●豆の木相談室 ●サロン豆の木	親子支援課
養育費相談件数(R3～)				258	214	286	●養育費支援事業（養育費取り決め支援、養育費確保支援）	
障がい児を育てる親の孤立対策・支援（外来個別相談）		1,072	1,120	1,267	1,227	1,173	●外来個別相談 ●保護者連絡会、懇談会、（学齢）座談会、参観	障がい福祉センター
ヤングケアラー支援							●ヤングケアラーに関する普及啓発 ※子どもや保護者の状態によって各担当所管で支援	こども家庭相談課
不登校児童・生徒数		918	977	996	1,162	1,532	●登校サポーターによる登校時のお迎え支援及び学校内の別室での寄り添い支援 ●チャレンジ学級 ●あすテップ ●居場所を兼ねた学習支援 ●家庭学習支援事業	教育相談課
ひきこもりに関する相談支援件数（延べ件数）		914	872	1,010	911	954	●セーフティネットあだち（委託によるひきこもり支援事業）での相談支援件数	福祉まると相談課